

大垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例

大垣市手数料徴収条例(平成１２年条例第２号)の一部を次のように改正する。

別表１４の部中１６の項を１７の項とし、１２の項から１５の項までを１項ずつ繰り下げ、１１の項の次に次の１項を加える。

１２ 土地地番図の閲覧及び写しの交付並びにその加工物の写しの交付	土地地番図等閲覧等手数料	１筆につき	２５０円。ただし、市全域にわたる場合にあっては、５０万円
----------------------------------	--------------	-------	------------------------------

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。